

⑧ ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業



ひとり親家庭の母または父が、特定の資格取得のため、6か月以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のために給付金が支給されます。修了後には修了支援給付金が支給されます。また、本給付金の受給者は「ひとり親家庭職業訓練資金貸付金」の対象となります。

対 象 者

母子家庭の母または父子家庭の父であって、現に児童（20歳に満たない者）を扶養し、次のすべての要件を満たす方

- 児童扶養手当の支給を受けているか、または同等の所得水準にあること
※ただし、児童扶養手当所得水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とする。
- 養成機関において6か月以上の一定のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること
- 仕事または育児と修業の両立が困難であること

支給額・期間

高等職業訓練促進給付金

- 【支給額】 市町村民税非課税世帯 月額100,000円
市町村民税 課税世帯 月額 70,500円
(修了までの期間の最後の12カ月の支給月額については、最大で月額4万円が増額されることがあります。)
- 【支給期間】 原則、修業期間の全期間（上限4年）

高等職業修了支援給付金

- 【支給額】 市町村民税非課税世帯 50,000円
市町村民税 課税世帯 25,000円
- 【支給期間】 修了後に支給（一時金）

対象となる資格

就職の際に有利となるものであって、養成機関において6か月以上のカリキュラムを修業することが必要とされるもの

例：看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士などの国家資格や、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格等のデジタル分野等の民間資格

お問い合わせ：お住まいの市町・県健康福祉センターの母子・父子自立支援員（P19）

⑨ ひとり親家庭職業訓練資金貸付金制度

「高等職業訓練促進給付金」を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し職業訓練資金を貸付し、ひとり親家庭の親の自立促進を図るために貸し付けます。

貸付対象者

次の①～③を満たすもの

共 通

① 福井県内に住民登録をしている方

入学準備金

② 令和7年度に高等職業訓練促進給付金の支給決定を受け養成施設に入学した方

就職準備金

③ 養成機関の過程を終了し、かつ資格を取得した日から1年以内に就職した方

貸 付 額

入学準備金：500,000円以内
就職準備金：200,000円以内

利 子

連帯保証人を立てる場合→無利子
連帯保証人を立てない場合→債務の履行猶予期間経過後 年1%

返 還

返還要件に該当する場合は、貸付金を返還していただくことになります。
返還期間は4年以内です。

返 還 免 除

養成機関の課程を修了し、かつ、資格取得をした日から1年以内に就職し、福井県内において取得した資格が必要な業務に5年間従事（1週間の所定労働時間が20時間以上）したときは、貸付金の返還が免除されます。

2025年度貸付人数 入学準備金：6名程度（先着順） 就職準備金：9名程度（先着順）

お問い合わせ：社会福祉法人 福井県社会福祉協議会 地域福祉課 ☎ 0776-24-4987（地域福祉課直通）